

○ 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び労働金庫法施行令第五条第十二項第四号並びに労働金庫法施行規則第九十五条の五第二項、第九十六条第二項及び第四項、第九十七条第一項並びに第九十九条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める件の一部を改正する件（平成三十年金融庁・厚生労働省告示第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を削る。

		附 則	改 正 後
		附 則	改 正 前
		この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。	（適用時期） 第一条 この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。 (派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に 係る経過措置)
第二条	当分の間、第一条の規定による改正後の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新告示」という。）第五十条第二項及び第三項、第一百三十二条第六項、第一百四十条第四項並びに第二百四十六条の六第一項の規定の適用については、次 表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。	この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。	

第五十条第二項	第五十条第三項	第六項	第一百三十二条第
標準的手法採用金庫は、次の各号に掲げる金庫のいずれにも該当しない場合にあつては	標準的手法採用金庫は、前項各号に掲げる金庫のいずれにも該当しない場合において	第五十条（第二項）及び第三項を除く。から第五十二条までの規定は、事業法人等におけるエクスポートジャーニーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用金庫」のあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替える。	「一と、第五十条第一項中「前三項」第一項、第五十条第二項
標準的手法採用金庫は	標準的手法採用金庫が	第五十条から第五十三条までの規定は、事業法人等におけるエクスポートジャーニーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替える。	

内部格付手法採用金庫は、直接清算参加者として間接清算

第二百四十六条 の六第一項	第一百四十条第四項
同章（第五十条第 二項及び第三項を 除く。）の規定中	第五十条（第二項 及び第三項を除く 。）から第五十二 条の六までの規定 は、リテール向け エクスポートジャ ーのEADについて準 用する。この場合 において、これら の規定中「標準的 手法採用金庫」と あるのは「内部格 付手法採用金庫」 と、第五十条第四 項中「前三項」と あるのは「第一項 」と読み替えるも のとする。
同章の規定中	第五十条から第五 十三条までの規定 は、リテール向け エクスポートジャ ーのEADについて準 用する。この場合 において、「標準 的手法採用金庫」 とあるのは「内部 格付手法採用金庫 」と読み替えるも のとする。

参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポートジャーナーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポートジャーナーの EAD を算出する場合において、当該 EAD の算出に当たって新告示第五十三条に規定するカレント・エクスポートジャーナー方式を用いているときは、当分の間、新告示第百三十二条各項の規定により算出した EAD (当該エクスポートジャーナーに係るものに限る。) に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポートジャーナーの EAD とすることができる。

掛目 = $\sqrt{(Tm/10)}$

Tm は、新告示第五十二条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間をいう。この場合において、同項中「前項」はあるのは「附則第二条第二項」と、同項第一号中「ネッティング・セット 二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット 十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

3 前項の規定は、内部格付手法採用金庫が、リテール向けエクスポートジャーナーであつて、自己が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポートジャーナーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポートジャーナーの EAD を算出する場合について準用する。

(適格中央清算機関に係る経過措置)

第三条 当分の間、新告示第一条第七号の三に掲げる用語の意

〔条を削る。〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

義は、同号の規定にかかわらず、第一条の規定による改正前の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（次項において「旧告示」という。）第一条第七号の二に定めるところによる。

2 当分の間、新告示第二百四十六条の七の規定にかかわらず、適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、旧告示第二百四十六条の七の規定により算出するものとする。